# オレンジリボンキャンペーン みんなで守ろう! 児童虐待防止講演会を行います 子どもの笑顔」

決すべき重要な課題となって 問題は、社会全体で早急に解 するため、 害である児童虐待問題に対応 与え、深刻な子どもの権利侵 います。子どもの心身の成長 絶たない状況です。 しており、 虐待に関する相談件数は増加 会を次のとおり開催します。 や人格の形成に重大な影響を 下野市を含め全国的に児童 児童虐待防止講演 深刻な事件も後を 児童虐待

### Ĕ

8月21日火午前10時~正午 (9時40分受付開始

道の駅しもつけ 研修室

内

### 講 師

講演会テーマ「育ちについて」

国立きぬ川学院 児童自立支援施設

調査課長 板垣 辰彦

氏

オレンジ色は子どもたちの

# 無料

### 予約

中の方、その他、 止に関心のある方 子どもに関わる方、 児童虐待防 子育て

> 地域で子ども達とその保護者 子ども達が求めているものや ども達を取り巻いてきた背景 子どもの現状や、入所前に子 ☆きぬ川学院に入所している 会として、ぜひ、皆様のご参 の実態を教えていただきます。 加をお待ちしています。 に何ができるのかを考える機

# 問い合わせ先

児童福祉課☎(52)11114

# オレンジリボン」とは

めています。 るように、という気持ちをこ だき、子どもへの虐待を防止 しまった子どもが幸福になれ するとともに、虐待を受けて 虐待の現状を広く知っていた オレンジリボンには、 児童

ます。 げていくことを目的としてい 明るい未来を表しています くしたい」との共感の輪を広 りたい」「子どもへの虐待をな 児童虐待のない社会をつく

## 児童扶養手当について DV被害者の

亡・遺棄などの理由で父又は 児童について手当を支給する 母と生計を同じくしていない 児童扶養手当は、離婚・死

保護命令日から1年経過後で DVにより保護命令が発せら の受給要件が緩和されました。 れた場合、従来の支給要件は を促進するため、DV被害者 V被害者の生活の安定と自立 平成24年8月1日より、

ずに支給要件に該当するよう せられれば、1年経過を待た になりました。 8月からは、保護命令が発

場合があります。 件があるため、支給されない ご相談ください。 は、本項目以外にも詳細な要 必ず事前に

# 問い合わせ先

# 特別児童扶養手当の

D

なお、児童扶養手当受給に

児童福祉課☎(52)1114

# 所得状況届をお忘れなく

合などは支給されません。 合や施設等に入所している場

児童の障がいの等級

身体障害者手帳1・2級程

療育手帳の判定がA程度、

給権がなくなります。 には8月上旬に通知書を郵送

### ●受付日時

ください。

しますので、

必ず届出をして

を受ける程度の知的障がいも

しくは精神障がいの児童

8月13日月~31日金 午前8時30分~午後5時 (正午から午後1時を除く)

### 場所

社会福祉課窓口 (石橋庁舎一階)

# 持ってくるもの

その他指定の書類 通知書、手当証 印 鑑

# ·特別児童扶養手当制度

特別児童扶養手当は、心身

は児童が障がいを支給事由と または養育者の前年の所得が 養育者に支給されます。 童を監護している父母または 一定額以上である場合、 に障がいのある20歳未満の児 また

当が受けられなくなってしま 況届を提出しないと時効で受 がある人でも8月分からの手 す。届出をしないと受給資格 います。また、2年間この現 所得状況届」を提出する月で 8月は特別児童扶養手当の 受給者 または日常生活が著しい制限 2)手当2級相当 帳1級程度の児童 または精神障害者保健福祉 ①手当1級相当

### ●支給額

2級…月額33,570 1級…月額50, 4 0 0 円 円

### 支給月

細は社会福祉課までお問い合 月にそれぞれの前月分までが 分から支給が開始されます。) 支給されます。(申請月の翌月 申請手続きの方法など、詳 原則として毎年4・8・

## 問い合わせ先

わせください。

社会福祉課☎(52)1112

する公的年金を受けている場

身体障害者手帳3級程度